

国民健康保険からのお知らせ



★医療費の節約にご協力ください。

国民健康保険は、被保険者の皆さんが病気やケガをしたときに備えて、安心して医療が受けられるよう、お互いが助け合って負担しあう医療保険です。国保の運営は、被保険者からの国保税と国・道からの負担金等で賄われていますが、小平町国保の運営は、とても厳しい状況となっており、医療費適正化等の取り組みがますます重要となってきています。国保運営を健全に進めるため、被保険者皆さんのご協力をお願いいたします。

☆医療費の節約を進めるために

○特定健診を受けましょう！

国保被保険者の方は健診費用が無料です。生活習慣病は、自覚症状が無いまま進行します。ご自身で健康だと思っている方も、定期的に健診を受診することで、早期発見につながります。また、保健師から病気の予防方法などの保健指導を受けることもできます。

○重複受診はやめましょう！

同じ病気で複数の医療機関で受診する「重複受診」は、かかった病院の数だけ初診料が重なり、患者本人の負担が増えることはもちろん検査や処置も増え、体への負担だけでなく、医療費が増える要因となります。病気に対する処置や薬など、医師や薬剤師に納得いくまで質問する、かかりつけ医を持つなどし、医療費の抑制に努めましょう。

○ジェネリック医薬品を利用しましょう！

ジェネリック医薬品は、これまで使われてきたお薬の特許が切れた後に、同等の品質で製造販売される低価格のお薬です。ジェネリック医薬品は医療用医薬品のため、病院や診療所の医師による処方せんが必要です。利用にあたっては医師・薬剤師等にご相談ください。

一部負担金の減免及び徴収猶予制度について

災害等特別な事由により、著しく生活が困難になったと認められる場合には、医療費の減額、免除、徴収猶予を申請することができます。

○対象となる特別な理由

- ① 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により、収入が著しく減少したとき。
 - ② 震災、風水害、火災、その他これに類する災害により、資産に重大な損害を受けたとき。
 - ③ 事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- ※認定基準等、詳細についてはお問い合わせください。

平成 30 年度から国民健康保険制度が変わります

現在、国保の財政運営は市町村で行っていますが、財政基盤の安定化、負担の公平化のため、平成 30 年度からは都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、将来的な保険税の平準化を目指します。

平成 30 年度からの役割分担

都道府県の役割

都道府県が国保財政運営の責任主体となって、医療給付費に必要な費用の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金額の決定や、標準保険料率の算定・公表を行うこととなります。

市町村の役割

保険税の賦課・徴収や保険事業などの町民に身近な業務は、引き続き市町村が行います。

これからは市町村が都道府県へ納付金を納めるために必要な費用を、被保険者から保険税として納付していただきます。

都道府県が決定する国保事業費納付金は、各市町村の「医療水準」や「所得水準」によって変動するため、被保険者の保険税に大きく影響します。

日頃から特定健診などを受診することで健康状態を把握し、病気の早期発見・早期治療を行うことによって医療費抑制に繋がりますので、医療費適正化にご理解とご協力をお願いいたします。

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係 (内線 272)